

第49期

定時株主総会招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始予定時刻午前9時）

場所

埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和
4階『ロイヤルクラウンCルーム』

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

株主の皆様へ	1
第49期定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
[添付書類]	
事業報告	10
連結計算書類	29
計算書類	32
監査報告書	35

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせを次ページに記載しておりますので、事前にご覧ください。

NITTOKU

証券コード：6145

経営理念

世界的な視野に立ち
ユーザーの期待を創造し
最高の技術を提供する
創造システムで社会に貢献

行動指針

集中と拡大
価値ある創造への挑戦
小さくともキラリと輝く
存在感のある世界 NO.1 の企業へ



株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社、第49期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の報告書をお届けするにあたり、ここに事業活動の概況をご報告申し上げます。

今後も変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長

近藤進茂

(新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ)

- 多くの株主の皆様が集まる株主総会は集団感染のリスクがあります。
当社では、当日の運営を以下のとおりとさせていただきますが、株主の皆様におかれましては、**感染予防のため「ご郵送での議決権行使」にご協力をお願い申し上げます。**
- 出席取締役、監査役及び運営係員等は、マスクを着用して対応させていただきます。
 - ご出席株主様には、ご来場前のご自身での検温及び体調のご確認をお願いいたします。
 - ご出席株主様には、総会場でのマスクの着用、アルコール消毒液のご使用等、ご協力をお願いいたします。
 - 株主総会当日の議事は、平年よりも大幅に短縮して実施する予定です。
 - 株主総会終了後に開催を予定しておりました株主懇談会は中止とさせていただきます。
 - 本定時株主総会の運営に変更が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載いたしますので、適宜ご確認いただきますようお願い申し上げます。 <https://nittoku.co.jp>

証券コード 6145
2021年6月10日

株 主 各 位

埼玉県さいたま市大宮区東町二丁目292番地1

NITTOKU株式会社

代表取締役社長 近藤進茂

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が未だに継続している状況下にありますので、感染予防策として株主の皆様には、事前の書面による議決権のご行使をお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）の当社営業終了時間（午後5時30分）までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
（受付開始予定時刻午前9時）
2. 場 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
ロイヤルパインズホテル浦和4階『ロイヤルクラウンCルーム』
3. 目的事項
報告事項 1. 第49期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに
会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第49期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書において、各議案に対しての賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。
- (2) 株主総会にご出席願えない場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。

インターネット開示に関する事項

本招集通知に記載のない下記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

- 連結計算書類の「連結注記表」
- 計算書類の「個別注記表」

従って、本招集通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

当社ウェブサイト

<https://nittoku.co.jp>

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約等の理由により本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://nittoku.co.jp>）において掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社グループでは、将来にわたり収益の向上を通して株主の皆様へ利益還元のできる基盤を確立していくことを目指しております。配当金につきましては、業績に裏づけされた成果の配分を行うものである一方、事業の継続的な発展、内部留保の充実により安定した配当を続けることで、ステークホルダーの皆様との長期的な信頼関係を維持することも重要であると考えております。

以上のような方針を踏まえ、剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき15円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株につき30円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金15円 配当総額 271,007,895円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役近藤進茂及び久能均の両氏は任期満了となり、また取締役杉本進司氏は辞任いたしますので、新たに取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	近藤進茂 (1943年8月24日生)	1977年3月 当社入社 1985年6月 当社常務取締役営業本部長 1994年6月 当社専務取締役 1998年5月 当社代表取締役社長（現任） 2009年5月 当社営業本部長 2015年4月 当社営業本部長 2017年4月 当社欧州営業部長 2020年4月 当社グローバル営業本部長 NITTOKU AMERICA, INC. CEO	301,800株
2	久能均 (1960年12月25日生)	1980年6月 当社入社 2002年2月 当社製造本部技術開発部長 2005年6月 当社取締役製造本部技術開発部長 日特機械工程(蘇州)有限公司董事 2008年9月 日特コーセイ株式会社 代表取締役社長（現任） 2011年6月 当社常務取締役 2012年4月 当社生産本部長 2012年5月 日特機械工程(蘇州)有限公司董事 2014年5月 日特コイデ株式会社取締役 2015年4月 当社常務取締役執行役員 日特機械工程(蘇州)有限公司董事 2017年10月 当社モータ事業本部長 2018年6月 当社専務取締役執行役員 2020年4月 当社代表取締役専務（現任） (重要な兼職の状況) 日特コーセイ株式会社代表取締役社長	21,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する株式の数
3	※ ささざわ すみと 笹澤 純人 (1978年11月8日生)	2001年4月 当社入社 2012年4月 当社営業本部巻取統括部長 2013年4月 当社営業本部コアテックアプリケーション統括部長 2015年4月 当社執行役員コアテックアプリケーション事業部長 2016年8月 当社執行役員コアテックアプリケーション事業部長兼営業本部国内営業部九州営業所長 2017年8月 当社執行役員核心技術応用事業部長兼営業本部国内営業部九州営業所長 2019年4月 当社執行役員核心技術応用事業本部長 2020年8月 I MD株式会社代表取締役社長（現任） 2020年9月 当社執行役員核心技術応用事業本部長兼グローバル営業本部長付 2021年4月 当社常務執行役員グローバル営業本部長兼核心技術応用事業本部長（現任） (重要な兼職の状況) I MD株式会社代表取締役社長	一株

- (注) 1 ※は新任の取締役候補者であります。
 2 各取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
 3 各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。
 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。近藤進茂、久能均及び笹澤純人の各氏は、当社の取締役または執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により当社の取締役に再任または選任された場合も引き続き被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中に、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役尾崎久紀及び山下功一郎の両氏は任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
1	※ あきやま よしみつ 秋山 由光 (1958年6月1日生)	1981年4月 中央信用金庫（現・東京東信用金庫）入庫 1990年10月 スミセイ 抵当証券株式会社入社 2000年3月 日本エーエム株式会社（現・株式会社カーチスホールディングス）入社 2005年10月 株式会社アークメディカルサポート入社 2006年2月 株式会社ヤマシナ入社 2008年2月 当社入社 2010年7月 当社管理本部企画法務部長 2012年9月 日特機械工程(蘇州)有限公司監査役 2015年4月 当社管理本部経営企画部長 2019年4月 当社管理本部経営管理部シニアマネージャー I R 担当兼総務人事部法務課シニアマネージャー兼社長室内部監査担当 2021年4月 当社社長室広報・I R 担当（現任）	3,000株
2	※ みなき みお 南木 みお (1973年4月6日生)	1999年4月 株式会社MIT入社 2003年10月 東京地方検察庁検事 2004年4月 大阪地方検察庁検事 2005年4月 福岡地方検察庁検事 2014年4月 福岡法務局訴訟検事 2016年4月 東京地方検察庁検事 2017年4月 株式会社農林漁業成長産業化支援機構出向法務部長 2019年4月 弁護士登録 南木・北沢法律事務所入所（現任） 2019年6月 生化学工業株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) 生化学工業株式会社社外取締役	一株

(注) 1 ※は新任の監査役候補者であります。

2 各監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

3 各監査役候補者の所有する当社株式の数は、2021年3月31日現在の状況を記載しております。

4 南木みお氏は社外監査役候補者であります。

また、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

- 5 南木みお氏は司法分野において長年培った経験や識見を有しており、積極的な意見、提言を通じ、当社企業経営の健全性の維持や適正性の確保に繋がるものと判断し候補者として選任をお願いするものであります。
- 6 当社は、秋山由光及び南木みおの両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- 7 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。秋山由光、南木みおの両氏が監査役に就任した場合、両氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、本議案に係る監査役の任期中に、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたします。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
ひらおか えいじ 平岡 栄治 (1963年12月23日生)	1987年4月 三洋証券株式会社入社 1993年4月 株式会社三洋経済研究所出向 1997年10月 株式会社一吉経済研究所 (現株式会社いちよし経済研究所) 入社 1999年3月 THK株式会社入社 2015年5月 同社社長室部長兼AMC企画部長兼L&S統合推進 室副室長 2015年9月 株式会社オフィス平岡代表取締役(現任)	一株

- (注) 1 補欠監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
- 2 平岡栄治氏は補欠の社外監査役候補者であります。同氏につきましては、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知識を有しております。監査の重要性が増してきており、経営者としての経験、見識を経営全般の監査に反映していただけると判断し候補者として選任をお願いするものであります。
- 3 平岡栄治氏の選任が承認されて社外監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- 4 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。平岡栄治氏の選任が承認されて社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループの経営環境は、COVID-19と米中貿易摩擦の影響を受け、一部を除いた世界規模、全業種で生産活動が低下し、設備投資に慎重な姿勢が継続しました。

特に、当社グループの主力である顧客専用のトータル精密FAラインの開発・製造は、生産活動の開始が迫っているといった急を要する案件を除いては、前述の厳しい国際環境を受けて設備投資を最低限に、あるいは先送りとした顧客も多く、結果として受注、売上ともに前期比大幅なマイナスとなりました。

また、COVID-19の影響を受け、当社工場内での顧客による完成確認、海外顧客工場での設置・セットアップなどをリモートによって行わざるを得ず、新規開発案件を中心に想定以上にコストがかかる案件が相対的に増え、原価率も悪化しました。なお、そうした状況ではありましたが、当社グループの主力事業は多様なオーダーメイドのセル生産であり技術者の養成、経験者の確保が不可欠なことから、コスト低減については、経費削減による対策に留め、景気回復時の受注にスピーディーに対応するため人員整理は行っておりません。

このような状況下において当社グループの各セグメントの業績は、次のとおりです。

(ワインディングシステム&メカトロニクス事業)

当社は、2020年初めから続く人の移動制限による、出荷前立会い検査の停滞が生じないように、リモートでの検査を進めました。さらに「地産地消」の考えのもと人の往来を最小限とすべく、海外現地法人での生産体制の拡充を行い、リモート技術の活用、欧州・中国現地法人へ受注・生産を一部移管し、With CORONAへ向けた対応を推し進めました。

これらの結果、全売上高の91%を占めるワインディングシステム&メカトロニクス事業においては、連結売上高は、200億71百万円（前期比23.1%減）、セグメント利益（営業利益）は、16億79百万円（前期比48.4%減）となりました。なお、当社個別ベースでの受注高は、162億43百万円（前期比9.0%減）、売上高は、154億51百万円（前期比28.2%減）、当期末の受注残高は、109億86百万円（前期比7.8%増）となりました。

(非接触ICタグ・カード事業)

前期に獲得したICカードの大口受注を受け、生産が順調に推移した結果、連結売上高は、19億74百万円（前期比40.6%増）、セグメント利益（営業利益）は、4億80百万円（前期比31.2%増）となりました。なお、当社個別ベースでの受注高は、11億22百万円（前期比51.1%減）、売上高は、19億74百万円（前期比40.6%増）、当期末の受注残高は、2億68百万円（前期比76.1%減）となりました。

以上の結果、売上高は220億46百万円（前期比19.8%減）、営業利益は13億56百万円（前期比45.4%減）、経常利益は13億48百万円（前期比49.4%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は12億47百万円（前期比41.2%減）となりました。

(事業別売上高)

セグメントの名称	売上高	構成比
	百万円	%
ワインディングシステム & メカトロニクス事業	20,071	91.0
非接触ICタグ・カード事業	1,974	9.0
合計	22,046	100.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は9億17百万円であります。

主な投資は、IMD株式会社社屋新設1億81百万円、日特機械工程(蘇州)有限公司(中国)工場新設1億円(総額1億40百万円)であります。

(3) 資金調達の状況

特にありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、環境保全に代表される省資源、省電力、生産効率の向上、製品品質の確保、労働者の安全確保のために顧客が計画するスマート工場化に資するソリューション提供を事業の柱としています。その取り組みにより、顧客と当社グループがともにSDGsの達成に向けて、そして長期的には社会全体の持続的成長に貢献することを目指しています。

現在、コアのビジネスは、顧客の付加価値を創造する生産システムとしてのトータル精密FAラインの構築であり、当社グループのグローバルネットワークによってそのサポートとさらなるソリューションを提供しています。

インターネットを始めとする通信技術、コンピューターやソフトウェアといったデジタル技術のイノベーションは世界の多くの国で競われ、多様なシーズが次々に発生し、通信、電気を利用するハードあるいはデバイスも生活のあらゆる領域で多様化しています。

こういった先駆的なハードやデバイスを生産するためには、ほとんどのケースで専用の生産設備が必要になります。当社グループでは、これまで多くのアナログ技術、ノウハウを積み重ねていますが、顧客にとってワンストップのトータル精密FAラインを構築するためには、時として経験のない技術、ノウハウ、あるいはデジタルの知識や材料の知識が必要になることがあります。

昨今、産業に関する変革はスピードを増し、生産設備を構築する上で必要な技術を開発する時間軸の期待に応えるためには、先鋭的な技術を持つ企業との協業も積極的に取り入れる必要があると我々は考えており、そうした対応を「ブルーレイク戦略」と呼称して展開しています。

今や、独占や寡占を目指す「ブルーオーシャン」であっても、いずれかの時期に政策的にあるいは独占禁止のために分割されたり、小さくとも重要な領域を攻略されたりして事業価値を毀損することがあり、また、小規模な市場での独占・寡占を目指す「ブルーポンド戦略」においても、小規模がゆえに時代について行けなかったり、類似のものに取って代わられたりすることもあります。

当社グループが打ち出した「ブルーレイク戦略」では、「ブルーオーシャン」のように巨大化しない領域に係る情報やニーズあるいは「ブルーポンド」を常に取り込み、それらをインテリジェンスとしてまとめる流れを作ることによってイノベーションを繰り返し起こし、その都度、ニーズのあるハードやデバイスをアウトプットさせ顧客に提供していきます。そしてさらに、当社グループのグローバルネットワークを活用したアフターフォローにより顧客とのパートナー関係を構築・強化し社会からの期待役割への貢献と利益確保につとめてまいります。

社会全体のテーマであるESGやSDGsに共通することは、文明の発展の方法や施策によって人類に存続の危機が訪れたという現状に気づき、今後、持続的に発展していくために行う世界規模の軌道修正です。

そのキーファクターの一つがグリーンエネルギーの効率的な利用であり、そのキーデバイスとなるのがコイルやモータです。生産性の向上、労働安全の確保からFAあるいは変種変量のトータルライン設備が必要になり、今後、その需要は急速に増えていくものと考えています。

これらグローバル社会共通の需要に応える課題を、使命に置き換え、当社グループはエッセンシャルカンパニーとしての自覚を持ち、イノベーション、コラボレーション、コネクティング、そして人材開発に注力します。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

① ワインディングシステム&メカトロニクス事業について

一部の国を除いて景気の不透明感が拭えず、新規の比較的多額となる開発型専用設備投資には慎重な姿勢も見られますが、自動車の電動化、電子化、5GやIoTなどに関する設備投資の機運は高まり始めています。現在、中国を除いた多くの地域で受注までの営業や仕様打合せを対面で行えなくなり、営業、受注活動はリモート等の可能な手段を駆使して進めています。

また、当社グループの主要事業は生産設備をほとんど持たないグループセル生産であり、生産面では、フレキシブルな工程対応が可能なためリソースの偏りといった生産工程の大きな支障はありません。一方、売上面では、完成した設備の設置、セットアップを行うため日本から国外へ出張を要する場合があります。現在は可能な限り現地の生産・サービス拠点のメンバーが行うことで対応していますが、今後はこれを標準化しWith CORONA体制を構築していきます。

なお、輸出では、近時、海運を中心にロジスティクスの混乱、コンテナ不足などに起因する輸送費の高騰が生じています。当社グループでは、設備受注の見積もり時点で輸送費を算出、反映させていますが、実際の手配は設備の仕上がり状態などで日程が決まるため、価格転嫁の不足などが生じることがあります。顧客との交渉も行いますが、変動が不規則なため、世界的な輸送の安定が図られるまでは、顧客に流動的なことを理解いただいた内容の受注条件にするなどの対応を進めています。

② 非接触ＩＣタグ・カード事業について

外出自粛の影響から堅調だったＩＣカードの需要は当連結会計年度末にかけて減少しました。国内消費は波がありますが、ＩＣカードの需要自体は継続しており、影響は、普及の後ろ倒しの範囲で納まるものと考えています。

③ その他の影響について

本社、事業所、各拠点では感染症対策を適宜、導入し、取引先、従業員等の安全、安心の確保を優先して対処を継続します。リモートを利用した打合せ、当社工場内にある製造した設備の顧客の遠隔検査、出荷地域の現地要員によるセットアップの遠隔サポートの質の向上に努めています。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年3月期 第46期	2019年3月期 第47期	2020年3月期 第48期	2021年3月期 第49期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	30,691,962	31,835,923	27,492,121	22,046,164
営業利益 (千円)	4,020,326	3,848,589	2,484,270	1,356,362
経常利益 (千円)	4,061,317	3,921,610	2,668,133	1,348,981
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	3,201,068	2,856,097	2,120,498	1,247,558
1株当たり当期純利益 (円)	177.17	158.08	117.36	69.05
総資産 (千円)	37,585,767	38,728,315	37,594,479	42,260,379
純資産 (千円)	26,284,352	28,227,263	29,359,174	31,726,579

- (注) 1 当連結会計年度の業績変動については、(1) 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。
 2 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。
 3 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第47期の期首から適用しており、第46期に係る金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な子会社の状況

① 主な子会社は下記のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 な 事 業 内 容
日特コーセイ株式会社	10,000千円	100.0%	自動供給排出装置 製造・販売
日特機械工程(蘇州)有限公司 (中国)	700,000千円	100.0%	自動巻線機及び F A 設備製造・販売
日特機械工程(深圳)有限公司 (中国)	1,231千US\$	100.0%	自動巻線機及び F A 設備製造・販売
NITTOKU EUROPE GmbH. (オーストリア)	10,400千€	100.0%	自動巻線機及び F A 設備製造・販売
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)	1,555千SGP\$	100.0%	自動巻線機及び F A 設備販売

(注) 1 上記は、会社の資本金、売上高及び総資産等の基準により選定しております。

2 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

② 企業結合の成果

当連結会計年度の連結子会社は、上記①記載の5社を含む13社であります。

当連結会計年度の売上高は220億46百万円（前期比19.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億47百万円（前期比41.2%減）となりました。

(7) 主要な事業内容

	事 業 の 内 容
ワイディングシステム & メカトロニクス事業	自動車、通信機器、家電用、産業用のコイル、モータ生産向け自動巻線機、自動巻線ライン設備のほか、フィルム・ワイヤ等の巻取り・搬送設備、コネクタ・機構部品・電子デバイス等のF A 設備の製造、販売及び保守サービス事業
非接触 I C タグ・カード事業	埋め込み方式アンテナ巻線及び I C チップモジュール継線による I C タグ・カード事業及びカード用インレットの製造並びに販売事業

(8) 主要な営業所及び工場

企業集団の名称	主な営業所等	所在地
N I T T O K U 株 式 会 社	本社	埼玉県さいたま市大宮区
	東京営業所	(同上)
	福島事業所	福島県福島市
	福島営業所	(同上)
	長崎事業所	長崎県大村市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市名東区
	大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
	四国テクニカルセンター	愛媛県松山市
日 特 コ ー セ イ 株 式 会 社	本社	福島県伊達郡国見町
	福島事業所	(同上)
	山形事業所	山形県東田川郡庄内町
	飯野事業所	福島県福島市
	伊達事業所	福島県伊達市
日特機械工程(蘇州)有限公司	本社・工場	中華人民共和国江蘇省蘇州市
日特機械工程(深圳)有限公司	本社・工場	中華人民共和国広東省深圳市
NITTOKU EUROPE GmbH.	本社・工場	St. Veit an der Glan, Austria
NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.	本社	Tiong Bahru Industrial Estate, Singapore

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
856名	19名増

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員122名を雇用しております。

②当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
451名	3名増	38.9歳	13.2年

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 上記従業員のほかにパートタイマー及び嘱託契約社員54名を雇用しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,098,923株
- (3) 株主数 5,391名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,489,000	13.8
S M C 株 式 会 社	1,285,500	7.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	940,500	5.2
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	738,200	4.1
株 式 会 社 東 京 ウ エ ル ズ	633,000	3.5
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505012 (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	592,680	3.3
大 黒 電 線 株 式 会 社	458,294	2.5
株 式 会 社 安 川 電 機	450,008	2.5
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	412,700	2.3
N I T T O K U 共 栄 会	409,000	2.3

(注) 持株比率は自己株31,730株を除いて計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 又 は 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	近 藤 進 茂	グローバル営業本部長 NITTOKU AMERICA, INC. CEO
代表取締役専務	久 能 均	生産本部長 日特コーセイ株式会社代表取締役社長
取 締 役	杉 本 進 司	技術開発本部長
取 締 役	松 尾 貢	
取 締 役	宇佐見 昇	株式会社安川電機顧問、北九州福祉サービス株式会社代表取締役会長、公益財団法人北九州活性化協議会会長、厚木開発株式会社取締役、黒崎播磨株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	尾 崎 久 紀	
監 査 役	山 下 功 一 郎	弁護士
監 査 役	池 田 富 至	池田富至税理士事務所代表

- (注) 1 取締役松尾貢及び宇佐見昇の両氏は社外取締役であります。なお、当社は松尾貢氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 2 監査役山下功一郎及び池田富至の両氏は社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく「独立役員」として指定し、同取引所に届け出ております。
- 3 監査役山下功一郎氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4 監査役池田富至氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

- 5 当事業年度末日後に生じた取締役の担当又は重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	担当又は重要な兼職の状況		異動年月日
	変更後	変更前	
近藤進茂	代表取締役社長	代表取締役社長 グローバル営業本部長 NITTOKU AMERICA, INC. CEO	2021年4月1日
久能均	代表取締役専務 日特コーセイ株式会社 代表取締役社長	代表取締役専務 生産本部長 日特コーセイ株式会社 代表取締役社長	2021年4月1日
杉本進司	取締役	取締役 技術開発本部長	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役及び執行役員並びに当社子会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

役員報酬等は、持続的な企業業績及び企業価値の向上を実現させることの対価であるという基本的な認識・方針のもと、職責に見合う報酬水準となるよう設計しています。当社は、役員報酬の水準及び報酬額の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、独立社外取締役を委員長とする報酬委員会を設置し、同委員会において、役員報酬の算定方法の方針及び業績連動報酬の内容並びに報酬額の決定プロセスを決定しております。

ロ. 当該方針の内容の概要
(各役員の報酬額の決定プロセス)

社外取締役を委員長とする報酬委員会が、取締役会の諮問機関として取締役報酬の構成・設計及び各取締役の個人別報酬額の設計・審議・分析・評価を実施するとともに、その内容を取締役に報告、助言します。

取締役会は、当該報告の内容を確認し、株主総会において決議された総額の限度額の範囲内で各取締役の報酬を決定します。

また、報酬委員会は監査役報酬についても監査役に助言を行うことができるものとします。

監査役の報酬については、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

(役員報酬の算定方法の方針)

i. 取締役報酬

固定報酬及び業績連動報酬（ともに金銭報酬）から成る報酬体系にしました。

ii. 監査役報酬

固定報酬（金銭報酬）により設定しました。

(取締役固定報酬及び業績連動報酬の内容)

i. 固定報酬及び業績連動報酬の内容

固定報酬は、以下の構成にしています。

- ・ 常勤基本報酬 固定定額報酬としています。
- ・ 職位別報酬 職位別に定められた金額を定額報酬とします。
- ・ 貢献報酬 永年の在籍年数による貢献に対する報酬です。

取締役在位20年以上・30年以上、及び代表取締役在位10年以上・20年以上、にて設定しています。

ii. 業績連動報酬

当社は経営目標を達成するための取締役に対するインセンティブとして、前年度の連結純利益の2%の額を職位別に配分する報酬制度を採用しています。経営の成果により報酬が増減する方式であり、機能としてのインセンティブの作用及び企業価値の継続的増大を重視する報酬としての位置づけとなります。また、当該指標を選択した理由は、連結純利益値が株主との利害共有を目的とした「連結ROE」（連結自己資本利益率）の数値向上に繋がるためです。

連結純利益の推移は1. (5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

社外取締役に対しては、業績連動報酬は支給しません。

なお、固定報酬及び業績連動報酬は月例で支給しています。

ハ.取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由等

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第36期定時株主総会において年額2億円以内（うち、社外取締役年額200万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、2008年6月26日開催の第36期定時株主総会において年額350万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	116,622 (10,800)	102,900 (10,800)	13,722 —	—	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,000 (8,001)	20,000 (8,001)	—	—	3 (2)

(注) 1 取締役の報酬等の額には使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2 業績連動報酬の概要については、(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等 ① 取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役宇佐見昇氏は株式会社安川電機顧問、北九州福祉サービス株式会社代表取締役会長、公益財団法人北九州活性化協議会会長、厚木開発株式会社取締役、黒崎播磨株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社と株式会社安川電機との間には、同社製品の仕入及び当社製品の販売の取引がありますが、北九州福祉サービス株式会社、公益財団法人北九州活性化協議会、厚木開発株式会社、黒崎播磨株式会社との間には特別な関係はありません。

監査役池田富至氏は池田富至税理士事務所代表を兼務しております。なお、当社と池田富至税理士事務所との間には特別な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏名	当社の職務	主な活動状況
松尾 貢	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
宇佐見 昇	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会13回中11回に出席し、営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
山下 功一郎	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、法令等の幅広い観点から発言を行っております。
池田 富至	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会13回中13回、監査役会13回中13回に出席し、会計等の幅広い観点から発言を行っております。

(イ) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

1. 松尾貢氏につきましては、当社と同様の形態であるグローバル展開を重視する上場設備メーカーで海外販売等を経験され、当社を取り巻く事業環境に精通されています。その後、長崎県庁に入庁し、行政側から企業への技術研究開発の支援、販路・取引拡大支援、ベンチャー企業創出などを行う財団法人長崎県産業振興財団の理事長を経験しており、民間の立場、公的な立場から法令も踏まえた客観性、独立性のある視点をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

2. 宇佐見昇氏につきましては、FA設備市場でグローバル展開を行う株式会社安川電機の常務取締役、代表取締役副社長を務められ、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有しております。当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点から、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に営業活動、財務活動にわたって意見を述べるとともに、取締役会の意見の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

36,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

36,000千円

(注) 1 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を得て行っております。

2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 子会社の監査に関する事項

以下の当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

日特機械工程(蘇州)有限公司

日特機械工程(深圳)有限公司

NITTOKU SINGAPORE PTE. LTD.

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任することができます。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案して、再任もしくは不再任の決定を行うことができるものとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に基づき「職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」を以下のとおり定めております。

① 当社及び当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、N I T T O K U株式会社行動憲章、役員規程及び取締役会規則に従い常に公正適切な運営を図ることとし、月1度及び必要に応じ随時開催される取締役会での審議を通じて他の取締役の職務執行に関する監督、監視を行うとともに、弁護士等外部専門家起用等により法令定款違反行為等を未然に防止するものとする。

取締役が他の取締役の法令定款違反行為等を発見した場合は直ちに監査役（会）及び取締役会に報告しその是正を図る。

監査役は、監査役会規則及び監査基準に従い取締役の職務執行に対する監査を行うこととし、経営機能に対する監督強化を図る。

② 当社及び当社グループの従業員の職務執行が法定及び定款に適合することを確保するための体制

従業員は、権限規程、職務分掌規程に従い相互牽制のもと職務の執行を行い、内部監査部門が内部監査規程に基づきその執行の監査を行うことにより、業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性の確保を図る。

また、リスク管理委員会においては、当社グループ内におけるコンプライアンス上の問題点についても絶えず留意し、スピーディーに対応できる体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切且つ確実に保存・管理することとし、取締役の職務の執行に関する重要な文書については最低10年間は閲覧可能な状態を維持する。

④当社及び当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理は、各業務部門の長がそれぞれの部門に関するリスクの管理を行いリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、定期的にその状況を取締役に報告する他、経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識評価しリスクへの適切な対応を図るものとする。なお、災害及び障害、品質及び輸出管理等に係る個々のリスクについては諸規程を整備し、それぞれに管理責任者を配置してこれにあたり、必要に応じて研修を行う。

不測の事態が発生した場合には、社長を長とする対策本部を設置し適切且つ迅速な対応を図るための統一的な管理体制を整え、損害を最小限にとどめることに努める。

⑤当社及び当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

取締役会は取締役、従業員が共有する全般的な目標を定め、執行役員はその目標達成のために担当する部門において必要な戦略や施策あるいはルールを定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし改善を促進することを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。また、職務遂行上の責任と権限は「職務権限規程」に定め、責任の明確化と意思決定の効率化と迅速化を図る。

⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社とグループ会社の役員及び従業員は、N I T T O K U株式会社行動憲章を遵守するとともに、各グループ会社の実情にあわせた諸規程を定めこれを遵守する。

当社におけるグループ会社の経営管理は、関係会社管理規程に従って行い、経営上重要な事項を決定する場合は、当社への事前協議等が行なわれる体制を構築する。また、必要に応じてモニタリング及び当社内部監査部門による計画的な内部監査を実施し、法令違反その他のコンプライアンスに係る重要な事項が発見された場合は監査役（会）に報告する。

各グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査部門又はリスク管理委員会又は監査役（会）に報告を行う。内部監査部門又はリスク管理委員会が報告を受けた場合は、これを監査役（会）に報告する。監査役は改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、財務報告にかかる内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備を図るとともに適切な体制を整える。また、その整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行い、実効性のある体制を構築する。

⑧ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役補助者として、必要な専門知識を有する者を配置する。

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役、内部監査部門等の指揮命令を受けないものとし、その者の評価・処遇の決定は監査役会の同意を得ることとして取締役からの独立性を確保するものとする。また、監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、すみやかに監査費用の前払い又は償還の手續に応じるものとする。

⑨ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制並びにその他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

監査役は、取締役会のみならず執行役員会等の重要な会議に出席し、報告を受けるとともに、意見を述べる機会を確保する。同時に、監査の実効性を確保するため、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項については、監査役会が都度報告を受ける体制を整備することとする。また、監査役は、代表取締役、執行役員、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換を実施し、同時に関係部署の調査、重要文書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立する。一方、当社及び当社グループ会社の取締役及び従業員は、業務執行に関して監査役へ報告すべき事項は、速やかに適切な報告を行う体制を構築する。また、当該報告を理由に不利益な扱いを行うことを禁止する旨を当社及び当社グループ会社の従業員に周知する。

(2) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

グループ共通の遵守行動指針のもと、社長朝礼や諸会議を通じて、経営理念の浸透や法令遵守への理解の向上を図る取り組みを行っております。また、有効な内部通報体制の整備や監査役及び内部監査部門による監査及び部門内勉強会によって、コンプライアンスの水準を維持・向上させるよう努めております。

リスク管理体制につきましては、リスク管理委員会を設置し、各部門で収集されたリスク情報が、すみやかにリスク管理委員長に集約され、毎月取締役会に報告し、その情報をもとに、迅速かつ適切な対応が取れるよう努めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	27,667,511	流 動 負 債	9,524,980
現金及び預金	11,898,946	支払手形及び買掛金	2,039,134
受取手形及び売掛金	6,458,612	電子記録債務	2,693,716
電子記録債権	1,209,473	未払法人税等	247,722
仕 掛 品	6,135,827	賞 与 引 当 金	383,274
原材料及び貯蔵品	1,230,593	そ の 他	4,161,132
そ の 他	797,342	固 定 負 債	1,008,819
貸倒引当金	△63,285	繰延税金負債	403,228
固 定 資 産	14,592,867	そ の 他	605,590
(有形固定資産)	(9,524,179)		
建物及び構築物	5,015,361	負 債 合 計	10,533,799
機械装置及び運搬具	888,521		
土 地	2,812,027	(純資産の部)	
そ の 他	808,269	株 主 資 本	29,286,556
(無形固定資産)	(167,430)	(資 本 金)	(6,884,928)
そ の 他	167,430	(資 本 剰 余 金)	(2,535,775)
(投資その他の資産)	(4,901,258)	(利 益 剰 余 金)	(19,892,876)
投資有価証券	3,263,241	(自 己 株 式)	(△27,024)
退職給付に係る資産	359,077	その他の包括利益累計額	2,201,974
繰延税金資産	35,039	(その他有価証券評価差額金)	(1,167,744)
そ の 他	1,243,899	(為 替 換 算 調 整 勘 定)	(661,606)
		(退職給付に係る調整累計額)	(372,623)
		非支配株主持分	238,048
		純 資 産 合 計	31,726,579
資 産 合 計	42,260,379	負 債 及 び 純 資 産 合 計	42,260,379

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	22,046,164
売上原価	16,743,292
売上総利益	5,302,871
販売費及び一般管理費	3,946,508
営業利益	1,356,362
営業外収益	198,813
受取配当金	40,835
保険解約利益	68,010
その他の利益	89,966
営業外費用	206,194
為替差損	104,171
固定資産売却損	31,567
関係会社整理損	31,652
その他の損失	38,803
経常利益	1,348,981
特別利益	345,729
補助金収入	345,729
税金等調整前当期純利益	1,694,710
法人税、住民税及び事業税	452,890
法人税等調整額	△45,645
当期純利益	1,287,466
非支配株主に帰属する当期純利益	39,908
親会社株主に帰属する当期純利益	1,247,558

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,884,928	2,535,775	19,187,343	△25,668	28,582,379
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△542,025		△542,025
親会社株主に帰属する当期純利益			1,247,558		1,247,558
自己株式の取得				△1,355	△1,355
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	705,532	△1,355	704,177
当 期 末 残 高	6,884,928	2,535,775	19,892,876	△27,024	29,286,556

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	469,184	122,522	17,267	608,974	167,820	29,359,174
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△542,025
親会社株主に帰属する当期純利益						1,247,558
自己株式の取得						△1,355
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	698,560	539,084	355,355	1,593,000	70,227	1,663,228
当 期 変 動 額 合 計	698,560	539,084	355,355	1,593,000	70,227	2,367,405
当 期 末 残 高	1,167,744	661,606	372,623	2,201,974	238,048	31,726,579

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	17,807,246	流動負債	7,675,064
現金及び預金	5,411,327	支払手形	245,995
受取手形	222,516	買掛金	1,396,716
売掛金	5,048,620	電子記録債権	2,693,716
電子記録債権	1,199,031	未払金	828,932
仕掛品	4,629,400	未払法人税等	148,076
原材料及び貯蔵品	685,434	前受金	1,659,665
未収消費税等	316,121	賞与引当金	270,805
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	55,355	その他の	431,155
その他の	300,118	固定負債	572,690
貸倒引当金	△60,680	長期未払金	194,261
固定資産	14,282,104	退職給付引当金	182,489
(有形固定資産)	(7,832,755)	繰延税金負債	134,793
建築物	4,203,383	その他の	61,146
構築物	158,096		
機械装置	553,471		
車両運搬具	6,444		
工具・器具・備品	226,083	負債合計	8,247,754
土地	2,550,790		
建設仮勘定	134,486	(純資産の部)	
(無形固定資産)	(125,214)	株主資本	22,719,848
ソフトウェア	89,747	(資本金)	(6,884,928)
その他の	35,466	(資本剰余金)	(2,542,635)
(投資その他の資産)	(6,324,133)	資本準備金	2,542,635
投資有価証券	2,937,299	(利益剰余金)	(13,319,308)
関係会社株式	650,601	利益準備金	202,780
関係会社出資金	1,568,267	その他利益剰余金	13,116,527
保険積立金	1,065,512	別途積立金	2,200,000
その他の	102,452	繰越利益剰余金	10,916,527
		(自己株式)	(△27,024)
		評価・換算差額等	1,121,747
		(その他有価証券評価差額金)	(1,121,747)
資産合計	32,089,350	純資産合計	23,841,595
		負債及び純資産合計	32,089,350

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	17,426,548
売上原価	14,027,993
売上総利益	3,398,554
販売費及び一般管理費	2,972,004
営業利益	426,550
営業外収益	169,173
受取利息及び配当金	37,640
保険解約益	68,010
その他の	63,521
営業外費用	70,461
減価償却費	15,709
固定資産除却損	28,530
関係会社整理	13,490
その他の	12,730
経常利益	525,261
特別利益	288,978
補助金収入	288,978
税引前当期純利益	814,240
法人税、住民税及び事業税	263,457
法人税等調整額	△94,000
当期純利益	644,784

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	6,884,928	2,542,635	2,542,635
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	-	-	-
当 期 末 残 高	6,884,928	2,542,635	2,542,635

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
別途積立金		繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	202,780	2,200,000	10,813,768	13,216,549	△25,668	22,618,444
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△542,025	△542,025		△542,025
当期純利益			644,784	644,784		644,784
自己株式の取得					△1,355	△1,355
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	102,758	102,758	△1,355	101,403
当 期 末 残 高	202,780	2,200,000	10,916,527	13,319,308	△27,024	22,719,848

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	469,184	469,184	23,087,629
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△542,025
当期純利益			644,784
自己株式の取得			△1,355
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	652,563	652,563	652,563
当期変動額合計	652,563	652,563	753,966
当 期 末 残 高	1,121,747	1,121,747	23,841,595

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

N I T T O K U株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日下靖規 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村彰夫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N I T T O K U株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N I T T O K U株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

N I T T O K U株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 日下靖規 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木村彰夫 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、N I T T O K U株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

N I T T O K U株式会社 監査役会

常勤監査役	尾 崎 久 紀	㊟
社外監査役	山 下 功 一 郎	㊟
社外監査役	池 田 富 至	㊟

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目5番1号
 ロイヤルパインズホテル浦和
 4階『ロイヤルクラウンCルーム』
 電話 048 (827) 1111



(交通) JR浦和駅 (高崎線、宇都宮線、京浜東北線、湘南新宿ライン) アトレ北口 徒歩5分
 JR浦和駅 (高崎線、宇都宮線、京浜東北線、湘南新宿ライン) 西口 徒歩7分